

STOP DV!

Domestic Violence



ひとりでも
悩まないで。

配偶者・恋人からの暴力に
苦しんでいるあなた、
まずはご相談ください。



●相談は無料。秘密は厳守します。

岡山県女性相談支援センター

DV夜間・土曜電話相談

086-235-6060

●月～金曜日／9:00～16:30

086-235-6101

●月～金曜日／16:30～20:00
●土曜日／9:00～16:30

緊急時は110番へ

各警察署でも相談を受け付けています

ドメスティック・バイオレンス(DV)は 犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です

岡山市相談ほっとライン

(岡山市男女共同参画相談支援センター)

086-803-3366

●月・水～土曜日／10:00～19:30
●日・祝日／10:00～16:30

ウイズアップくらしき

(倉敷市男女共同参画推進センター)

086-435-5670

●火～土曜日／9:00～17:30

津山配偶者暴力 相談支援センター

0868-31-2552

●月・水～金曜日／10:00～18:00
●土・日曜日／10:00～17:00

DV休日電話相談

社会福祉法人クムレ

086-441-1899

●日曜・祝日・年末年始(12/29～1/3)
9:30～16:30

DVとは

DVとは、配偶者や交際相手など親密な関係にある、又はあった者からの暴力のことで、被害者には、男性も女性もいます。

DVは単なる夫婦げんかや個人的な問題ではありません。

DVは、相手を自分の思うようにするため、暴力という手段を使ってコントロールすることです。

DVの種類

これらの暴力はひとつではなく、いくつも重なってふるわれるケースも多く見られます。

身体的暴力

- 平手で打つ、殴る、ける、噛む
- 物を投げつける
- 髪をひっぱる、首をしめる



精神的暴力

- 脅す、大声でののしる
- 何を言っても無視する
- 見下す、欠点を言う



性的暴力

- いやがっているのに性的行為を強要する
- 避妊に協力しない
- 見たくないのにポルノ雑誌やポルノビデオを見せる



社会的暴力

- 手紙、電話、メール等をチェックする
- 行動を監視し制限する
- 親や兄弟姉妹、友人とのつき合いを制限する



経済的暴力

- 生活費を渡さない、用途をチェックする
- 収入を取り上げる
- 外で働くことを禁じる



子どもを巻き込んだ暴力

- 子どもの前で相手に暴力をふるう
- 「母親失格」「父親失格」「しつけがなっていない」と責める
- 「子どもに暴力をふるう」と脅す



外部からその発見が難しい家庭内において行われるため、潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向があり、周囲も気づかないうちに暴力は激化し、被害が深刻化しやすいという特性があります。

配偶者からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、絶対に許されません。

責任は暴力をふるう側にあるのです。

発行

岡山県（令和6（2024）年4月）

作成

岡山県 子ども・福祉部 地域福祉課

問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

TEL (086) 226-7317 FAX (086) 226-7332